

第1回地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る会計監査人選定会議 議事概要

1 日時

令和4年(2022年)7月14日(木)午前11時から午前11時37分まで

2 場所

吹田市役所 高層棟5階 行政経営部会議室

3 出席者

行政経営部企画財政室長

理事(福祉指導監査室長事務取扱)

健康医療部健康まちづくり室長

健康医療部次長(保健医療総務室長兼務)

会計室長

4 議事案件

(1) 地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る会計監査人候補者選定会議について

(2) 地方独立行政法人市立吹田市民病院会計監査業務公募型プロポーザル実施要領(案)について

(3) その他

5 決定事項

地方独立行政法人市立吹田市民病院会計監査業務公募型プロポーザル実施要領(案)について承認した。

6 議事概要

発言者	内容
委員長	(開会のあいさつ)
事務局	(配付資料・出席者の確認)
委員長	次第1「地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る会計監査人候補者選定会議」について事務局から説明願う。
事務局	(本会議の設置に係る趣旨及び第1回選定会議の議題について説明)

発言者	内容
委員長	次第2「地方独立行政法人市立吹田市民病院会計監査業務公募型プロポーザル実施要領（案）」について事務局から説明願う。
事務局	（実施要領（案）及び採点表（案）について説明）
委員	「評価項目及び配点（別添3）」の評価項目No.11「構成の妥当性」については、事務局採点項目となっていないが、この項目についてもあらかじめ提出書類を基に採点ができるかと思う。 この項目を事務局採点項目としない理由は何か。
事務局	評価項目No.11については、監査チームの人数が7～9名であり、かつ、半数以上が公認会計士である場合を基準点の3点としているが、人数だけではなく、各人の保有資格・経験などを総合的に判断して採点する必要があるため、事務局採点項目とせず、委員のみなさまに採点いただく項目としている。
委員	「評価項目及び配点（別添3）」の評価項目No.16「市立吹田市民病院の会計監査人として特に提案する監査業務の内容や工夫する内容」は、応募者毎に特色が出る部分かと思う。この項目を、「取組内容」の他の項目と少し差をつける配点にしてはどうか。
事務局	評価項目No.16は、各応募者の特色が出る項目だが、病院の現状を熟知している現行事業者に有利に働きかねない項目でもある。 公平性の観点から考えても、現状の配点が妥当であると考えている。
委員	配点の趣旨を理解した。現在の配点で差し支えない。
委員	市民病院の財政の健全化に貢献する会計監査人を選任するという観点で、各委員が適正に評価できるように、採点表記載の「採点に当たっての基準」は、もう少し明確にした方が良いのではないか。 審査する側が押さえておくべきところを例として列挙するなど、具体的にしていきたい。
委員長	会計監査人の選任について、設立団体の長が選任する趣旨は、市民病院が自ら選任する場合と比較して、より厳しい目で監査を行う会計監査人を選任できるということにあるかと思う。

発言者	内容
	<p>市民病院に厳しい指摘を行いながら、経営改善のための具体的なアドバイスもできる者であるか、といった観点で各委員が適正に評価できるよう、採点表記載の「採点に当たっての基準」について、より具体的に明記することを事務局側と検討する。</p> <p>本件については一任いただきたい。</p>
委員	事務局から提案された実施要領の素案には、各委員の採点の結果、複数候補者について合計点数が同点となった場合の取扱いは規定がないが、同順位が生じて問題ないということか。
事務局	出来る限り、合計点数には差がつくように評価をしていただきたく考えているが、要領の規定としては、合計点数が同点となった場合は、同順位として取り扱うことを想定している。
委員長	1位と2位の点数差がつかなければ、どちらも1位となるということか。
事務局	御推察のとおりである。
委員	優先交渉権者及び次点者の選定方法について、実施要領では、要領に規定するいずれの方法でも決定できない場合は、「選定会議の協議により決定する」こととなっているが、この場合の決定方法について、予め定めておいた方が良くと思う。事務局で想定されている方法等があれば、提案いただきたい。
事務局	「選定会議の協議により決定する」という規定の具体的な決定方法としては、「評価項目及び配点（別添3）」の評価項目（大）「監査実施計画等」のうち、評価項目 No.16 を除く各項目の合計点数に応じて順位付けを行うといった方法があるかと思う。
委員長	この方法で順位付けすることで差し支えないか。
全委員	差し支えない。
委員	応募意思表明書の提出後、資格の確認を行い、資格の無い者にはその時点で審査を行わない旨の通知は行うか。

発言者	内容
事務局	第1審査、第2審査と審査段階を分け、資格の無い者に通知することは想定していない。
委員	本会計監査業務において、個人情報を取り扱うか。
事務局	帳簿の確認などが基本の業務となるが、実務の中で、職員の情報など個人情報に触れる可能性もある。市民病院と会計監査人で締結する契約において、個人情報の保護が徹底されるよう、市民病院と改めて確認したいと思う。
委員長	次第4「その他」について事務局から説明願う。
事務局	(第2回選定会議の予定を説明)
委員長	(閉会のあいさつ)